

第 67 号議案から
第 86 号議案まで 令和元年度一般会計予算及び特別会計予算

令和元年6月 福岡県議会定例会議案 その1
第 2 回

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
67	令和元年度福岡県一般会計予算	1
68	令和元年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
69	令和元年度福岡県公債管理特別会計予算	23
70	令和元年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
71	令和元年度福岡県国民健康保険特別会計予算	31
72	令和元年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	37
73	令和元年度福岡県災害救助基金特別会計予算	41
74	令和元年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	43
75	令和元年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	47
76	令和元年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	51
77	令和元年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	55
78	令和元年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	59
79	令和元年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	63
80	令和元年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	65
81	令和元年度福岡県流域下水道事業特別会計予算	69
82	令和元年度福岡県住宅管理特別会計予算	79
83	令和元年度福岡県病院事業会計予算	83
84	令和元年度福岡県電気事業会計予算	87

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
85	令和元年度福岡県工業用水道事業会計予算.....	91
86	令和元年度福岡県工業用地造成事業会計予算.....	95

一 般 会 計

第 67 号議案

令和元年度福岡県一般会計予算

令和元年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,785,816,843 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和元年6月13日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	630,843,687
	1 県 民 税	161,823,371
	2 事 業 税	147,933,787
	3 地 方 消 費 税	191,180,265
	4 不 動 産 取 得 税	16,231,448
	5 県 た ば こ 税	6,155,365
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	987,424
	7 自 動 車 取 得 税	3,613,196
	8 軽 油 引 取 税	40,837,100
	9 自 動 車 税	61,895,489
	10 鈷 区 税	4,551
	11 狩 猟 税	18,720

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	162,971
2 地方消費税清算金		190,493,710
	1 地方消費税清算金	190,493,710
3 地方譲与税		93,633,755
	1 地方法人特別譲与税	89,295,097
	2 地方揮発油譲与税	3,107,502
	3 石油ガス譲与税	152,540
	4 自動車重量譲与税	309,463
	5 森林環境譲与税	90,857
	6 航空機燃料譲与税	678,296
4 地方特例交付金		7,415,101
	1 地方特例交付金	2,434,301
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	4,980,800
5 地方交付税		239,029,406

	1 地 方 交 付 税	239,029,406
6 交通安全対策特別交付金		1,362,130
	1 交通安全対策特別交付金	1,362,130
7 分担金及び負担金		7,925,269
	1 分 担 金	186,365
	2 負 担 金	7,738,904
8 使用料及び手数料		17,905,951
	1 使 用 料	9,813,535
	2 手 数 料	8,092,416
9 国 庫 支 出 金		208,746,836
	1 国 庫 負 担 金	105,220,216
	2 国 庫 補 助 金	97,545,403
	3 委 託 金	5,981,217
10 財 産 収 入		2,611,920
	1 財 産 運 用 収 入	1,846,423

款	項	金額
	2 財産売却収入	765,497
11 寄附金		54,931
	1 寄附金	54,931
12 繰入金		17,010,668
	1 特別会計繰入金	4,873,991
	2 基金繰入金	12,136,677
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		137,215,893
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,662,336
	2 県預金利子	13,573
	3 貸付金元利収入	115,488,703
	4 受託事業収入	6,944,965
	5 収益事業収入	5,853,891

	6 利子割精算金収入	42
	7 雑収入	7,252,383
15 県債		231,567,585
	1 県債	231,567,585
歳入合計		1,785,816,843

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		3,058,295
	1 議会費	3,058,295
2 総務費		62,262,738
	1 総務管理費	21,456,378
	2 企画費	13,386,349
	3 徴税費	15,585,339
	4 市町村振興費	1,911,775

款	項	金額
	5 選挙費	3,348,086
	6 防災費	4,982,574
	7 統計調査費	989,418
	8 人事委員会費	251,757
	9 監査委員費	351,062
3 保健費		226,373,281
	1 保健企画費	7,327,181
	2 健康対策費	10,841,013
	3 生活衛生費	1,532,451
	4 医薬費	12,612,854
	5 医療介護費	183,593,946
	6 高齢者支援費	10,465,836
4 環境費		3,410,709
	1 環境費	3,410,709

5 生活労働費		160,811,378
1 県民生活費		5,806,316
2 福祉企画費		5,048,235
3 児童家庭費		56,407,479
4 障がい者福祉費		43,667,267
5 生活保護費		33,475,234
6 社会福祉費		10,308,361
7 労働企画費		1,510,114
8 職業訓練費		4,026,832
9 失業対策費		327,587
10 労働委員会費		233,953
6 農林水産業費		62,175,198
1 農林水産業企画費		9,670,753
2 農業費		10,488,034
3 畜産業費		1,895,627

款	項	金額
	4 農 地 費	18,164,920
	5 林 業 費	14,319,667
	6 水 産 業 費	7,636,197
7 商 工 費		121,024,421
	1 商 業 費	114,379,860
	2 工 鉱 業 費	5,948,555
	3 観 光 費	696,006
8 県 土 整 備 費		157,647,906
	1 県 土 整 備 企 画 費	4,230,962
	2 道 路 橋 り よ う 費	65,384,191
	3 河 川 海 岸 費	54,614,443
	4 港 湾 費	3,051,179
	5 都 市 計 画 費	17,938,453
	6 住 宅 費	7,550,420

	7 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 營 事 業 費	1,188,506
	8 水 資 源 対 策 費	3,689,752
9 警 察 費		128,792,913
	1 警 察 管 理 費	125,617,679
	2 警 察 活 動 費	3,175,234
10 教 育 費		310,053,967
	1 教 育 総 務 費	38,620,276
	2 小 学 校 費	79,655,597
	3 中 学 校 費	46,105,317
	4 高 等 学 校 費	63,145,988
	5 特 別 支 援 学 校 費	19,600,455
	6 社 会 教 育 費	3,959,932
	7 保 健 体 育 費	2,879,123
	8 大 学 費	4,769,349
	9 私 立 学 校 費	48,080,277

款	項	金額
	10 青少年費	3,237,653
11 災害復旧費		38,924,831
	1 農林水産施設災害復旧費	9,395,458
	2 土木施設災害復旧費	29,077,874
	3 庁舎等災害復旧費	346,822
	4 教育施設災害復旧費	104,677
12 公債費		221,814,353
	1 公債費	221,814,353
13 諸支出金		289,266,853
	1 利子割交付金等	289,266,853
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		1,785,816,843

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎設備改修費	令和2年度	198,563千円
合同庁舎改修費	令和2年度	489,930千円
単独庁舎改修費	令和2年度	38,839千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和元年度から 令和20年度まで	4,800千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
能楽堂整備費	令和2年度	21,010千円
アクロス福岡整備費	令和2年度	108,425千円
スポーツ推進費	令和2年度	394,402千円
北九州勤労青少年文化センター整備費	令和2年度	210,985千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和元年度から 令和12年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	令和元年度から 令和15年度まで	2,813,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	75,388千円 ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 750,000千円

事 項	期 間	限 度	額
畜産経営環境調和推進資金利子補給	令和2年度から 令和12年度まで	ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 100,000千円	1,106千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	令和2年度から 令和17年度まで	ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 30,000千円	3,095千円
農林漁業災害対策資金利子補給	令和2年度から 令和7年度まで	ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 85,000千円	1,095千円
農林漁業災害対策資金損失補償	令和元年度から 令和9年度まで		630千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 40,000千円	6,122千円
農林業総合試験場職員住宅解体費	令和2年度		31,453千円
農地利用推進事業損失補償	令和元年度から 令和7年度まで		863,224千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	令和元年度から 令和11年度まで		111,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	令和2年度から 令和26年度まで	ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 947,500千円	18,260千円
畜産経営体質強化支援資金利子補給	令和2年度から 令和26年度まで	ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 180,000千円	3,332千円
県営ため池等整備事業費	令和2年度から 令和3年度まで		200,000千円
漁業近代化資金利子補給	令和2年度から 令和22年度まで	ただし、令和元年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	116,250千円
道路維持修繕費	令和2年度		44,980千円
福岡北九州高速道路公社の民間資金の借入れに対する債務保証	令和元年度から 令和21年度まで	建設資金借入金602,500千円及び利子に相当する額	

福岡北九州高速道路公社の政府資金の借入れに対する債務保証	令和元年度から令和21年度まで	建設資金借入金602,500千円
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	令和元年度から令和21年度まで	建設資金借入金15,589,000千円及び利子に相当する額
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	令和元年度から令和11年度まで	業務資金借入金5,311,623千円及び利子に相当する額
道路交通安全施設整備費	令和2年度から令和3年度まで	240,000千円
道路改良費	令和2年度から令和3年度まで	4,530,000千円
道路改築費	令和2年度	50,000千円
橋りょう架換費	令和2年度	60,000千円
広域河川改修費	令和2年度	567,000千円
有明高潮対策事業費	令和2年度	68,250千円
堰堤改良費	令和2年度	347,400千円
街路事業費	令和2年度から令和5年度まで	1,120,000千円
公営住宅建設費	令和2年度から令和3年度まで	5,582,310千円
公営住宅ストック総合改善事業費	令和2年度	232,976千円
公営住宅災害復旧費	令和2年度	41,382千円

事 項	期 間	限 度 額
福岡県警察航空隊旧庁舎解体費	令和2年度	42,102千円
福岡自動車運転免許試験場整備費	令和2年度	260,381千円
教職員住宅解体費	令和2年度	48,752千円
老朽校舎改築費	令和2年度	1,669,503千円
施設充実費	令和2年度	861,291千円
体育館建設費	令和2年度	1,037,239千円
校地整備費	令和2年度	413,177千円
学校環境整備費	令和2年度	724,274千円
特別支援学校整備費	令和2年度	545,180千円
特別支援学校老朽校舎改築費	令和2年度	29,440千円
特別支援学校環境整備費	令和2年度	57,539千円
少年自然の家整備費	令和2年度	30,600千円
議会棟天井改修費	令和2年度から 令和3年度まで	253,288千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	5,451,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと思われるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	18,900			
直轄空港事業負担金	3,904,000			
保健施設整備事業費	1,089,000			
環境施設整備事業費	625,300			
自然公園整備事業費	58,200			
生活労働施設整備事業費	740,900			
被災者生活再建支援基金 出資	1,487,985			
農林水産施設整備事業費	133,200			
農業事業費	1,527,200			
畜産事業費	85,400			
農地事業費	6,641,500			
造林事業費	41,900			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道事業費	1,448,800			
林業事業費	136,900			
治山事業費	3,116,100			
水産事業費	2,236,000			
商工施設整備事業費	129,200			
久留米リサーチパーク 出資金	17,100			
県土整備施設整備事業費	87,200			
河川事業費	18,910,700			
砂防事業費	6,084,600			
海岸事業費	936,100			
港湾事業費	648,800			
福岡北九州高速道路公社 出資金	361,500			
都市計画事業費	4,418,100			
道路事業費	35,615,300			

直轄事業負担金	17,778,400			
公営住宅建設事業費	3,433,400			
警察施設整備事業費	3,951,400			
教育施設整備事業費	13,753,600			
災害復旧事業費	10,545,100			
福岡北九州高速道路公社転貸	843,500			
退職手当	3,401,000			
臨時財政対策	81,910,000			
計	231,567,585			

特 別 会 計

第 68 号議案

令和元年度福岡県財政調整基金特別会計予算

令和元年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,340 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,340
	1 財 産 運 用 収 入	10,340
歳 入 合 計		10,340

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		10,340
	1 積 立 金	10,340
歳 出 合 計		10,340

第 69 号議案

令和元年度福岡県公債管理特別会計予算

令和元年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 441,413,524 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		267,575,939
	1 一 般 会 計 繰 入 金	221,768,334
	2 基 金 繰 入 金	45,807,605
2 県 債		170,738,980
	1 県 債	170,738,980
3 財 産 収 入		3,098,605
	1 財 産 運 用 収 入	3,098,605
歳 入 合 計		441,413,524

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		441,413,524
	1 公 債 費	441,413,524
歳 出 合 計		441,413,524

第 70 号議案

令和元年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

令和元年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,180 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		15,179
	1 諸 収 入	15,179
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		15,180

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		1,568
	1 事 務 費	1,568
2 繰 出 金		13,612
	1 一 般 会 計 繰 出 金	13,612

歳 出 合 計	15,180
---------	--------

第 71 号議案

令和元年度福岡県国民健康保険特別会計予算

令和元年度福岡県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 458,671,469 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		140,211,644
	1 負担金	140,211,644
2 国庫支出金		157,323,989
	1 国庫負担金	106,625,804
	2 国庫補助金	50,698,185
3 療養給付費等交付金		554,831
	1 療養給付費等交付金	554,831
4 前期高齢者交付金		127,180,609
	1 前期高齢者交付金	127,180,609
5 共同事業交付金		445,102
	1 共同事業交付金	445,102
6 財産収入		7,923

	1 財 産 運 用 収 入	7,923
7 繰 入 金		32,867,970
	1 他 会 計 繰 入 金	31,693,022
	2 基 金 繰 入 金	1,174,948
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		79,400
	1 貸 付 金 元 利 収 入	79,400
歳 入 合 計		458,671,469

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		99,236
	1 総 務 管 理 費	95,850
	2 運 営 協 議 会 費	1,190

款	項	金 額
	3 共同運営事業費	2,196
2 保険給付費等交付金		370,515,910
	1 保険給付費等交付金	370,515,910
3 後期高齢者支援金等		64,076,965
	1 後期高齢者支援金等	64,076,965
4 前期高齢者納付金等		264,368
	1 前期高齢者納付金等	264,368
5 介護納付金		22,134,957
	1 介護納付金	22,134,957
6 病床転換支援金等		376
	1 病床転換支援金等	376
7 共同事業拠出金		445,554
	1 共同事業拠出金	445,554
8 保健事業費		27,015

	1 保 健 事 業 費	27,015
9 基 金 積 立 金		87,323
	1 基 金 積 立 金	87,323
10 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
11 諸 支 出 金		519,765
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	519,765
歳 出 合 計		458,671,469

第 72 号議案

令和元年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和元年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 436,728 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		248,901
	1 諸 収 入	248,901
2 繰 入 金		6,222
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,222
3 繰 越 金		181,605
	1 繰 越 金	181,605
歳 入 合 計		436,728

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		436,728
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	436,728

歳 出 合 計	436,728
---------	---------

第 73 号議案

令和元年度福岡県災害救助基金特別会計予算

令和元年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,137 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,137
	1 財 産 運 用 収 入	2,137
歳 入 合 計		2,137

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		2,137
	1 基 金 積 立 金	2,137
歳 出 合 計		2,137

第 74 号議案

令和元年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和元年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,089 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,048
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,048
2 繰 越 金		21,911
	1 繰 越 金	21,911
3 諸 収 入		48,130
	1 諸 収 入	48,130
歳 入 合 計		72,089

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		72,089
	1 就農支援資金貸付事業費	72,089

歳 出 合 計	72,089
---------	--------

第 75 号議案

令和元年度福岡県営林造成事業特別会計予算

令和元年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 337,453 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		1,500
	1 国庫補助金	1,500
3 財産収入		558
	1 財産売払収入	558
4 繰入金		317,595
	1 一般会計繰入金	317,595
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2,962
	1 雑収入	2,962

7 県	債	14,800	
	1 県	債	14,800
歳 入 合 計		337,453	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		337,453
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	337,453
歳 出 合 計		337,453

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>県 営 林 造 成 事 業 費</p>	<p>14,800</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 76 号議案

令和元年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

令和元年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,790 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		765
	1 一 般 会 計 繰 入 金	765
2 繰 越 金		84,797
	1 繰 越 金	84,797
3 諸 収 入		15,228
	1 諸 収 入	15,228
歳 入 合 計		100,790

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		100,790
	1 林業改善資金助成事業費	100,790

歳 出 合 計	100,790
---------	---------

第 77 号議案

令和元年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

令和元年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 129,434 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日 提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,431
	1 一般会計繰入金	1,431
2 繰越金		83,896
	1 繰越金	83,896
3 諸収入		44,107
	1 諸収入	44,107
歳入合計		129,434

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金費		129,434
	1 沿岸漁業改善資金費	129,434

歳 出 合 計	129,434
---------	---------

第 78 号議案

令和元年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

令和元年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,102,716 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		160,416
	1 一 般 会 計 繰 入 金	160,416
2 諸 収 入		570,763
	1 雑 入	570,763
3 繰 越 金		371,537
	1 繰 越 金	371,537
歳 入 合 計		1,102,716

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備 導入資金貸付事業費		532,337
	1 小規模企業者等設備 導入資金貸付事業費	532,337

2 公 債 費		570,379
	1 公 債 費	570,379
歲 出 合 計		1,102,716

第 79 号議案

令和元年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和元年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 959 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		959
	1 財 産 運 用 収 入	959
歳 入 合 計		959

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		959
	1 積 立 金	959
歳 出 合 計		959

第 80 号議案

令和元年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

令和元年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,787,259 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		613,780
	1 使用料	613,780
2 繰入金		1,188,506
	1 一般会計繰入金	1,188,506
3 県債		13,786,100
	1 県債	13,786,100
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,002
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,001
6 財産収入		2,190,870

	1 財 産 運 用 収 入	12,870
	2 財 産 売 払 収 入	2,178,000
歳 入 合 計		17,787,259

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 運 営 埠 頭 施 設 整 備 費		5,025,340
	1 県 運 営 埠 頭 施 設 整 備 費	5,025,340
2 公 債 費		12,761,919
	1 公 債 費	12,761,919
歳 出 合 計		17,787,259

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	5,603,100	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 81 号議案

令和元年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

令和元年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,106,629 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		9,871,710
	1 分担金及び負担金	4,598,483
	2 国庫補助金	2,100,000
	3 繰入金	421,668
	4 県債	1,442,600
	5 諸収入	42,341
	6 使用料	72
	7 繰越金	1,266,546
2 多々良川流域下水道 事業費収入		4,023,790
	1 分担金及び負担金	1,803,815
	2 国庫補助金	760,300
3 繰入金	220,929	

	4 県 債	784,700
	5 使 用 料	281
	6 繰 越 金	453,765
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		1,789,034
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	707,018
	2 国 庫 補 助 金	345,000
	3 繰 入 金	119,535
	4 県 債	166,200
	5 諸 収 入	363,772
	6 使 用 料	48
	7 繰 越 金	87,461
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		915,119
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	440,375
	2 国 庫 補 助 金	20,500
	3 繰 入 金	89,002

款	項	金額
	4 県 債	85,800
	5 繰 越 金	279,442
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		1,519,495
	1 分担金及び負担金	784,161
	2 国庫補助金	61,750
	3 繰 入 金	230,305
	4 県 債	221,700
	5 使 用 料	4
	6 繰 越 金	221,575
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		2,134,597
	1 分担金及び負担金	980,903
	2 国庫補助金	492,515
	3 繰 入 金	211,204
	4 県 債	366,800

	5 使 用 料	10
	6 繰 越 金	83,165
7 矢 部 川 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		1,145,856
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	573,948
	2 国 庫 補 助 金	51,000
	3 繰 入 金	247,341
	4 県 債	194,100
	5 諸 収 入	79,450
	6 使 用 料	17
8 遠 賀 川 中 流 流 域 下 水 道 事 業 費 収 入		1,670,658
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	527,613
	2 国 庫 補 助 金	465,411
	3 繰 入 金	195,257
	4 県 債	326,300
	5 諸 収 入	156,077

款	項	金額
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		36,370
	1 繰入金	36,070
	2 県債	300
歳入合計		23,106,629

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費		9,871,710
	1 御笠川那珂川流域下水道 事業費	9,871,710
2 多々良川流域下水道 事業費		4,023,790
	1 多々良川流域下水道 事業費	4,023,790
3 宝満川流域下水道 事業費		1,789,034
	1 宝満川流域下水道 事業費	1,789,034
4 宝満川上流流域下水道 事業費		915,119

	1 宝満川上流流域下水道費	915,119
5 筑後川中流右岸流域下水道費		1,519,495
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	1,519,495
6 遠賀川下流流域下水道費		2,134,597
	1 遠賀川下流流域下水道費	2,134,597
7 矢部川流域下水道費		1,145,856
	1 矢部川流域下水道費	1,145,856
8 遠賀川中流流域下水道費		1,670,658
	1 遠賀川中流流域下水道費	1,670,658
9 明星寺川雨水流域下水道費		36,370
	1 明星寺川雨水流域下水道費	36,370
歳 出 合 計		23,106,629

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
御笠川那珂川流域下水道建設費	令和2年度		1,847,800千円
多々良川流域下水道建設費	令和2年度		453,000千円
宝満川流域下水道建設費	令和2年度		252,000千円
遠賀川下流流域下水道建設費	令和2年度		960,000千円
遠賀川中流流域下水道建設費	令和2年度		338,000千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,236,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 82 号議案

令和元年度福岡県住宅管理特別会計予算

令和元年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,132,660 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和元年 6 月 13 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		7,039,459
	1 使 用 料	6,940,345
	2 繰 越 金	89,848
	3 諸 収 入	9,265
	4 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		93,201
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	93,200
歳 入 合 計		7,132,660

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,990,496
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,990,496
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		92,164
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	92,164
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		7,132,660

公 營 企 業 会 計

第 83 号議案

令和元年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和元年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|-------------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患 者 延 人 員 | (入院患者 | 94,428 人 | 外来患者 | 38,220 人) |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | (入院患者 | 258 人 | 外来患者 | 130 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,694,813 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,213,941 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		407,829 千円
第 3 項 特 別 利 益		73,043 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,592,314 千円
第1項 医業費用	2,494,831 千円
第2項 医業外費用	93,006 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 137,455 千円は過年度分損益勘定留保資金 137,455 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	329,537 千円
第1項 企業債	99,300 千円
第2項 負担金	230,237 千円

支 出

第1款 資本的支出	466,992 千円
第1項 建設改良費	121,637 千円
第2項 企業債償還金	345,355 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
精神医療センター 太宰府病院整備費	99,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

17,704 千円

令和元年6月13日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 84 号議案

令和元年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和元年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 47,591,000 キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電 気 事 業 収 益		540,804 千円
第 1 項 営 業 収 益		519,903 千円
第 2 項 財 務 収 益		4,016 千円
第 3 項 事 業 外 収 益		16,885 千円
	支	出
第 1 款 電 気 事 業 費		540,804 千円
第 1 項 営 業 費 用		509,746 千円

第2項 財務費用	1,361 千円
第3項 事業外費用	24,697 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額327,246千円は過年度分損益勘定留保資金318,807千円及び繰越利益剰余金処分量8,439千円で補填するものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			327,246 千円
第1項 建設改良費			313,807 千円
第2項 企業債償還金			8,439 千円
第3項 予備費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電設備更新事業費	令和2年度	27,720 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費	177,369 千円
(2) 交際費	128 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和元年6月13日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 85 号議案

令和元年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和元年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 63事業所
- (2) 総給水量 42,390,120立方メートル
- (3) 一日平均給水量 115,820立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,104,081 千円
第 1 項 営業収益			1,777,767 千円
第 2 項 営業外収益			326,314 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			1,856,048 千円

第1項 営業費用	1,747,296 千円
第2項 営業外費用	88,752 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,318,095千円は過年度分損益勘定留保資金824,702千円及び繰越利益剰余金処分額493,393千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	984,763 千円
第1項 企業債	760,000 千円
第2項 国庫補助金	104,300 千円
第3項 負担金	120,463 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,302,858 千円
第1項 建設改良費	2,000,228 千円
第2項 企業債償還金	292,630 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道建設費	760,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、80,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	242,614千円
(2) 交際費	101千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和元年6月13日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 86 号議案

令和元年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和元年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|------|---------------|
| (1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 50,000平方メートル |
| (2) 久留米・うきは内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 158,000平方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			1,802,956 千円
第 1 項 営業収益			1,793,004 千円
第 2 項 営業外収益			9,952 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			1,781,797 千円
第 1 項 営業費用			1,778,029 千円

第2項 営業外費用 3,768 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,434千円は過年度分損益勘定留保資金3,434千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 739,244 千円

第1項 工業用地造成事業収入 326,844 千円

第2項 企業債 412,400 千円

支 出

第1款 資本的支出 742,678 千円

第1項 造成事業費 742,678 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
久留米・うきは工業用地造成事業費	令和2年度から令和3年度まで	221,300千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用地造成事業費	412,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は令和元年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を令和2年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	37,359千円
(2) 交際費	127千円

令和元年6月13日提出

福岡県知事 小 川 洋